

広告付き警察情報案内板設置事業に係る一般競争入札公告

令和 5 年 1 月 25 日

秋田県知事 佐竹 敬久

次のとおり秋田県警察運転免許センターにおける広告付き警察情報案内板の設置による広告事業について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6により公告する。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名（広告媒体の種類）
広告付き警察情報案内板設置事業
- (2) 設置場所・台数・貸付面積

| 設置場所及び設置公所 | 種類及び台数 | 貸付面積 |
|--------------------------------|---|------------------|
| 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター | 壁掛け型案内板① 1組 (幅2,200mm×高さ800mm×奥行200mm) 壁掛け型案内板② 1組 (幅1,250mm×高さ1,500mm×奥行200mm) 自立型案内板 2台 (幅1,250mm×高さ2,500mm×奥行200mm) | 6 m ² |

(3) 契約期間及び設置期間

ア 契約期間

契約した日から令和5年12月31日まで

イ 設置期間

令和5年4月1日から令和5年12月31日まで

2 契約条項を示す場所及び日時

秋田県警察本部掲示板及び秋田県警察ホームページへの掲載による。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税を滞納していないこと。
- (5) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月1日施行）第6条に規定する物品供給業者等登録名簿に「看板類」又は「広告用品・ステッカー類」の業種に登録されている者であること。
- (6) 物品供給業者等登録名簿に登録された日から開札までの間に、秋田県物品供給業者等資格効力の停止基準（平成12年4月1日施行）別表の措置要件に該当しない者であること。
- (7) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (8) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。（行政財産の貸付や賃貸借などの契約形態は問わない。）

4 入札参加申込

一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和5年1月25日（水）から令和5年2月6日（月）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時までの間とする。

(2) 提出場所

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-5

秋田県警察本部 会計課管財係

(3) 提出書類（提出部数各1部）

| 提出書類 | | 法人 | 個人 |
|------|--|----|----|
| ① | 入札参加申込書 | ○ | ○ |
| ② | 住民票及び身分証明書（市町村発行のもの） | | ○ |
| ③ | 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） | ○ | |
| ④ | 誓約書（契約実績を確認できる書類添付） | ○ | ○ |
| ⑤ | 印鑑証明書 | ○ | ○ |
| ⑥ | 秋田県税の滞納の無い旨の証明書 | ○ | ○ |
| ⑦ | 役員等一覧表 | ○ | |
| ⑧ | 広告付き警察情報案内板の概要が分かる資料 （提案書、関係図面、カタログ等）※任意様式 | ○ | ○ |
| ⑨ | 申込者の事業概要が分かる資料 ※任意様式 （法人）会社概要 （個人）創業日、事業内容、事業実績等が分かる資料 | ○ | ○ |

※②、③、⑤、⑥については、原則発行後3か月以内の原本とするが、他の部局の入札へも参加する場合は、写しでも可とする。

(4) 提出方法

郵送、メール又は持参すること。ただし、郵送の場合も4(1)までに必着とする。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部 3階会計課

(2) 日時

令和5年2月10日（金） 午後1時30分

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 募集要項及び入札参加申込書等

秋田県警察本部掲示板及び秋田県警察ホームページへの掲載による。

8 その他

詳細は、広告付き警察情報案内板設置事業募集要領（入札説明書）による。

9 問合せ先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-5

秋田県警察本部会計課 管財係

T E L : 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1 （内線2267）

F A X : 0 1 8 - 8 2 4 - 2 3 0 3

メールアドレス: Keimubukaikeika@pref.akita.lg.jp

広告付き警察情報案内板設置事業募集要領（入札説明書）

秋田県警察運転免許センターにおける広告付き警察情報案内板（以下「案内板」という。）の設置による広告事業の一般競争入札については、秋田県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

1 趣旨

秋田県警察運転免許センターに行政情報を掲出する案内板の設置及び広告物の掲出を一体的に取り扱う事業者（以下「事業者」という。）を募集するものである。

2 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名（広告媒体の種類）

広告付き警察情報案内板設置事業

(2) 募集対象

事業者1者

3 事業者の選定方法

広告料を対象とした一般競争入札によるものとし、予定価格以上で最高額をもって入札した者と契約を締結する。

4 案内板の設置場所等

(1) 設置場所・種類及び台数・貸付面積

| 設置公所及び設置場所 | 種類及び台数 | 位置図 | 貸付面積 |
|--------------------------------|---|--------------------|------|
| 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター | 壁掛け型案内板① 1組 (幅2,200mm×高さ800mm×奥行200mm) 壁掛け型案内板② 1組 (幅1,250mm×高さ1,500mm×奥行200mm) 自立型案内板 2台 (幅1,250mm×高さ2,500mm×奥行200mm) | 別添「仕様書」 別紙1のとおり | 6㎡ |

(2) 事業内容（共通）

ア 案内板の制作及び設置をすること。

イ 警察本部が提供する行政情報や庁舎案内等の情報を掲出すること。

ウ 掲出情報は1年に最低1回更新すること。また、警察本部の職員自らが掲出情報を修正できるよう、所要の機器等を提供すること。

(3) 案内板の規格等

別添「広告付き警察情報案内板設置事業に係る仕様書」のとおりとする。

5 広告内容等

(1) 広告内容・条件

ア 広告内容については、要綱及び本要領を遵守し、広告掲出前に警察本部の事前審査を受けること。

イ 広告内容が、第三者の権利を侵害するものでないこと及び財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証すること。

ウ 広告内容により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者自らの責任と負担におい

て解決すること。

(2) 広告内容の修正

広告内容が要綱第7条各号に該当すると判断された場合は、速やかに修正すること。

(3) 掲出等の取消

掲出期間前及び期間中に事業者が次のいずれかに該当するときは、広告掲出を取り消しまたは一時中止する。また、事業者の同意を待つことなく掲出した広告を撤去する場合がある。

ア 行政財産の使用許可を受けなかったとき。

イ 指定する期日までに広告料及び使用料を納付しなかったとき。

ウ 要綱または本要領に抵触したとき。

エ その他本事業を継続することが適当でないと認められるとき。

6 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 秋田県税を滞納していないこと。

(5) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月1日施行）第6条に規定する物品供給業者等登録名簿に「看板類」又は「広告用品・ステッカー類」の業種に登録されている者であること。

(6) 物品供給業者等登録名簿に登録された日から開札までの間に、秋田県物品供給業者等資格効力の停止基準（平成12年4月1日施行）別表の措置要件に該当しない者であること。

(7) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

(8) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。（行政財産の貸付や賃貸借などの契約形態は問わない。）

7 契約期間及び設置期間

(1) 契約期間

契約した日から令和5年12月31日まで

(2) 設置期間

令和5年4月1日から令和5年12月31日まで

なお、設置期間においては、行政財産の使用許可を受けること。

8 広告料及び行政財産使用料

(1) 広告料

広告料は、落札金額をもって、次の年度区分により県が発行する納入通知書により

指定する日までに全額納入すること。

令和5年度分

令和5年4月1日から令和5年12月31日までの9か月分とする。

(2) 行政財産使用料

案内板の設置に係る施設の使用については、事業者に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく行政財産の使用許可を行うものとする。使用料は案内板の種類により、秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和39年秋田県条例第34号）の規定に基づき算出された金額を県が発行する納入通知書で指定した日までに全額納入すること。

9 案内板設置条件等

(1) 設置条件

ア 指定したすべての案内板を設置すること。

イ 電材ボックス等を別に設置する場合は、施設管理者と協議して決定すること。

なお、附属設備に該当しない場合は行政財産使用許可を受けること。

ウ 事業者が自らメーターを設置する場合は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものとする。以下「子メーター」という。

エ 機器の盗難、毀損、転倒、障害、電源設備の異常等、機器に関する問題が発生した場合は、その発生理由にかかわらず、事業者の負担により迅速に対応すること。この際、警察本部の責任によることが明らかな場合を除き、事業者が一切の責任を負うこと。

(2) 経費負担

案内板の設置に係る次の経費については、事業者の負担とする。

ア 案内板の制作及び設置に係る一切の費用（電気配線工事を含む。）

イ 各警察署の求めにより設置場所を変更する場合の移設費用

ウ 電気料（子メーターの設置費用を含む。）

エ 契約期間が満了し、又は契約が解除された場合の案内板撤去費用と原状回復費用

(3) 契約上の制限

ア 要綱及び本要領に規定された事項を遵守し、広告料、行政財産使用料及び電気料を定められた納入期限までに納入すること。

イ 設置、使用に係る権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

10 入札参加申込手続

(1) 申込方法

必要な提出書類を郵送、メール又は持参によるものとする。

(2) 申込先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-5

秋田県警察本部会計課 管財係

T E L : 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1 （内線2267）

F A X : 0 1 8 - 8 2 4 - 2 3 0 3

メールアドレス: Keimubukaikeika@pref.akita.lg.jp

(3) 申込期間

令和5年1月25日（水）から令和5年2月6日（月）午後5時までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時までの間とする。

なお、郵送等で申込む場合も上記期間までに必着とする。

(4) 提出書類（提出部数各1部）

| 提出書類 | | 法人 | 個人 |
|------|--|----|----|
| ① | 入札参加申込書 | ○ | ○ |
| ② | 住民票及び身分証明書（市町村発行のもの） | | ○ |
| ③ | 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） | ○ | |
| ④ | 誓約書（契約実績を確認できる書類添付） | ○ | ○ |
| ⑤ | 印鑑証明書 | ○ | ○ |
| ⑥ | 秋田県税の滞納の無い旨の証明書 | ○ | ○ |
| ⑦ | 役員等一覧表 | ○ | |
| ⑧ | 広告付き警察情報案内板の概要が分かる資料 （提案書、関係図面、カタログ等）※任意様式 | ○ | ○ |
| ⑨ | 申込者の事業概要が分かる資料 ※任意様式 （法人）会社概要 （個人）創業日、事業内容、事業実績等が分かる資料 | ○ | ○ |

※②、③、⑤、⑥については、原則発行後3か月以内の原本とするが、他の部局の入札へも参加する場合は、写しでも可とする。

11 質問及び回答

(1) 受付期間

令和5年1月25日（水）から令和5年2月3日（金）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。

(2) 提出方法

10(2)に掲げる場所へメールやFAX等で提出すること。

(3) 質問者への回答

質問者に対し個別に回答する。また、すべての質問事項及び回答をとりまとめ、令和5年2月6日（月）までに警察本部のホームページへ掲載する。

12 入札参加資格の確認等

10(4)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和5年2月8日(水)までに、申請者あてに結果をメールやFAXで連絡する。

資格結果通知後であっても、不正等が判明した場合は入札参加資格を取り消すこととする。

13 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部 3階 会計課

(2) 日時

令和5年2月10日（金） 午後1時30分

14 入札書等の提出等

(1) 入札書の様式

別添入札書の様式とする。

(2) 入札の方法

ア 入札書は、入札者又は代理人が10(2)に掲げる場所に持参又は郵便等により提出すること。

イ 入札書は、「秋田県知事 佐竹敬久」宛てとする封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記載のうえ提出すること。入札は2回まで実施する場合があるため、入札書は2通まで提出できる。その際、2回目の入札書には「再入札書」と明示すること。なお、開封しなかった入札書は入札者に返還する。

ウ 代理人が提出する場合は、別添の委任状を入札書と併せて提出すること。

(3) 入札書の提出期限

開札日時までに10(2)に到着すること。

(4) 郵便による入札

郵送により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて封かんの上、「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記載すること。外封筒には、入札書在中である旨を記載すること。

なお、10(2)に掲げる場所に簡易書留により、開札日時までに到着すること。

15 開札の方法等

(1) 開札は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を要する。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員を代理とし、くじを引かせて落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(4) 再入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

イ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札の結果、最高の価格の入札者と随意契約の協議を行うものとする。

(5) 入札保証金

免除する。

(6) 入札書に記載する金額

ア 契約期間の総額を記載すること。

イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 行政財産使用料は含めないこと。

(7) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできないものとする。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止める場合がある。

16 無効の入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札において同一人がした2つ以上入札（代理の場合も含む）
- (3) 委任状を提出しない代理人の入札
- (4) 不正行為による入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- (6) 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- (7) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (8) 入札参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

17 契約

- (1) 別添広告付き警察情報案内板設置事業契約書（案）のとおりとする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

18 その他

- (1) 提出された入札参加申込書等は返却しない。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 入札参加申込書等を作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- (4) 契約期間及び案内板の設置期間は、事情により変更することがある。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、事業者が6に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該事業者と契約を締結しないことができる。
- (6) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところによる。

広告付き警察情報案内板設置事業に係る仕様書

1 事業の名称

広告付き警察情報案内板設置事業

2 案内板の仕様

(1) 設置場所・種類及び台数・規格・貸付面積等

| 設置公所及び設置場所 | 種類及び台数 | 位置図 | 貸付面積 |
|--------------------------------|---|---------|------------------|
| 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター | 壁掛け型案内板① 1組 (幅2,200mm×高さ800mm×奥行200mm) 壁掛け型案内板② 1組 (幅1,250mm×高さ1,500mm×奥行200mm) 自立型案内板 2台 (幅1,250mm×高さ2,500mm×奥行800mm) | 別紙1のとおり | 6 m ² |

(2) 壁掛け型案内板① 1組

ア 外寸

庁舎1階待合ホール内に壁掛けとし、横幅2,200mm・高さ800mm・奥行200mmに収まること。

イ 表示部機能等

(ア) 行政情報表示部 (モニターサイズ42インチ程度)

(イ) 企業等広告表示部 (モニターサイズ42インチ程度、広告をスライド表示)

※表示部 (モニター) 各1台を並列に設置する。

※貸付面積は表示面積とする。

(3) 壁掛け型案内板② 1組

ア 外寸

庁舎1階待合ホール内に壁掛けとし、横幅1,250mm・高さ1,500mm・奥行200mmに収まること。

イ 表示部機能等

(ア) 企業等広告表示部1 (モニターサイズ55インチ程度、広告をスライド表示)

(イ) 企業等広告表示部2 (LEDバックライト式サインボード、最大24社を固定表示)

※表示部 (モニター) 各1台を上下に設置する。

※貸付面積は表示面積とする。

(4) 自立型案内板 2台

ア 外寸

庁舎1階待合ホール内に床置きとし、各1台の規格は横幅1,250mm・高さ2,500mm・奥行800mmに収まること。

※移動用キャスター (ロック機能付き) を含む。

※貸付面積は床面積とする。

イ 表示部機能等

(ア) 行政情報表示部1 (モニターサイズ42インチ程度)

(イ)行政情報表示部 2 (LEDバックライト式サインボード)

(ウ)企業等広告表示部 1 (モニターサイズ42インチ程度、広告をスライド表示)

(エ)企業等広告表示部 2 (LEDバックライト式インボード、最大24社を固定表示)

※(ア)(イ) 1台(ウ)(エ) 1台とする。

(5) 共通仕様

ア 設置場所全体の雰囲気を考慮した色合い、デザインとすること。

イ 省電力タイプとし、電源の投入・遮断が自動的に行われる機能のほか、手動でも容易に行えるものであること。

3 設置場所

運転免許センター庁舎 1階待合スペース内とし、詳細は別紙1「広告付き警察情報案内板設置場所」のとおりとする。

4 設置運用

(1) 案内板は、地震等の際の転倒・落下を防止するために十分な対策を講じること。

(2) 設置の日時や電気工事等の施工方法については、施設管理者と調整し、設置前に庁舎の電源設備を確認し、庁舎内で使用してる機器や照明器具等に影響を与えないようにすること。

(3) 電材ボックス等を別に設置する場合は、施設管理者と協議して決定すること。

(4) 掲出情報は1年に最低1回更新すること。また、運転免許センターの職員自らが掲出情報を修正できるよう、所要の機器等を提供すること。

(5) ユニバーサルデザインに配慮した掲出とすること。

(6) 案内板の運用時間は、原則として、月曜日から金曜日(土曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。)の午前8時から午後5時までとする。

※ただし、日曜日は午前7時45分から午後4時30分まで

(7) 事業者は契約締結後、速やかに、保守管理に対応する責任者等の氏名、連絡先等を運転免許センターに対し報告すること。

5 その他

(1) 案内板に以下の表示(案内板本体への表記又は掲出による方法)を行うこと。

ア 案内板が広告事業の一環として行っていることがわかること。

イ 広告の掲出に関する一切の責任が、事業者にあること。

ウ 案内板の掲出内容に関する問い合わせ先が、事業者であること。

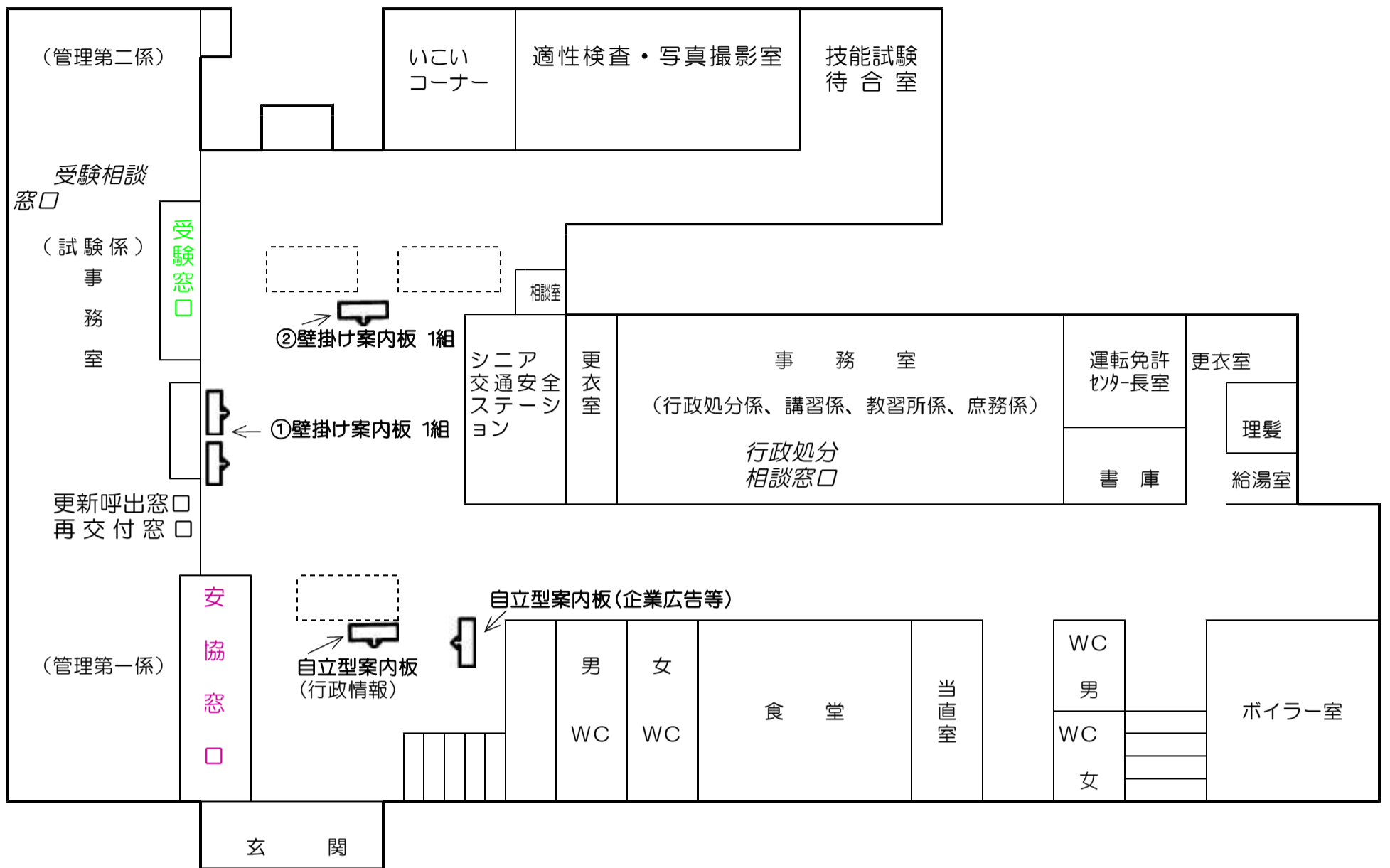
(2) その他契約書に記載されている事項を遵守すること。

(3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、警察本部と事業者が協議の上決定する。

設置場所

別紙1

1 階



設置イメージ

①壁掛け案内板 並列1組



②壁掛け案内板 上下1組



自立型案内板(企業広告等)1台



自立型案内板(行政情報)1台



広告付き警察情報案内板設置事業契約書

秋田県知事 佐竹 敬久（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により広告付き警察情報案内板設置事業契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（業務）

第2条 甲は、乙に対し、秋田県運転免許センターにおける広告付き警察情報案内板（以下「案内板」という。）に係る設置・運用業務を行わせるものとする。

| 設置公所及び設置場所 | 種類及び台数 | 位置図 | 貸付面積 |
|--------------------------------|---|----------------|------------------|
| 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター | 壁掛け型案内板① 1組 (幅2,200mm×高さ800mm×奥行200mm) 壁掛け型案内板② 1組 (幅1,250mm×高さ1,500mm×奥行200mm) 自立型案内板 2台 (幅1,250mm×高さ2,500mm×奥行800mm) | 仕様書 別紙1のとおり | 6 m ² |

2 乙は、この契約書のほか、秋田県広告事業実施要綱、広告付き警察情報案内板設置事業募集要領の定めるところに従い、広告掲出に関する業務を行わなければならない。

（法令の遵守等）

第3条 甲及び乙は、法令、条例、規則その他の規定を遵守し、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（事業期間）

第4条 事業期間は、契約した日から令和5年12月31日までとする。

（広告料）

第5条 広告料は、〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇, 〇〇〇円）とする。

（広告料の支払）

第6条 乙は、甲の発行する納入通知書により、前条に規定する広告料を甲が指定する期日までに支払わなければならない。なお、支払額は、次のとおりとする。

| 年度 | 支払額 | うち消費税及び地方消費税相当額 |
|-------|-----------|-----------------|
| 令和5年度 | 〇〇〇, 〇〇〇円 | 〇〇, 〇〇〇円 |

（電気料等及びその支払）

第7条 乙は、設置する案内板に電気使用量を計測するメーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。以下「子メーター」という。）を甲の指示するところにより乙の費用で設置するものとする。

2 甲は、前項に規定する子メーターにより案内板の設置に係る電気使用量を計測し、甲が別に定める算出方法により、電気料を算定する。ただし、甲が認め、乙が前項に規定する子メーターを設置しない場合は、甲が別に定める方法により電気料を算定する。

3 乙は、前項の規定により算定された電気料について、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(費用負担)

第8条 案内板の設置に係る制作、設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 前条第1項に定める子メーターを設置する費用は、乙の負担とする。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は免除する。

(遅延利息)

第10条 甲は、乙が甲の指定する期日までに広告料を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、当該広告料に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で定めた割合で計算した遅延利息を納付させることができる。

(広告主等の選定)

第11条 乙は、広告掲出を希望する者から広告主を選定する。

2 乙は、甲が行う広告内容の審査を受け、掲出に係る承認を受けた後でなければ、広告の掲出を行うことができない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等に係る修正等を受けたときは、これに従わなければならない。

4 乙は、第2項に規定する審査において、甲から審査に必要となる書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(広告内容等の変更)

第12条 甲は、広告内容等が第3条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、乙に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出の取消等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲出を取り消し又は中止することができる。

(1) 乙が、前条に規定する広告内容等の変更の求めに応じないとき。

(2) その他、広告掲出を継続することが適当でないときと甲が判断したとき。

(広告掲出の取下げ)

第14条 乙は、自己の都合により広告掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(管理義務等)

第16条 乙は、設置した案内板及び附属設備等を善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 乙は、設置した案内板及び附属設備等が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(通知義務)

第17条 乙は、案内板及び附属設備等の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその

状況を甲に通知しなければならない。

(案内板等の盗難又は毀損)

第18条 甲は、設置された案内板及び附属設備等の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(契約の解除等)

第19条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める各条項、各種法令、規則、条例等に違反したとき。
- (2) 第6条及び第7条に規定する支払いがないとき。
- (3) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (4) 契約を履行することが困難となったとき。
- (5) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者をその他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

4 甲は、乙から契約の解除に係る申し出を受けたときは、この契約を解除することができる。ただし、乙が契約の解除を申し出るときは、解除しようとする日の3か月前までに甲に対して書面により通知するものとする。

(原状回復義務)

第20条 乙は、契約期間が満了したとき、又は第19条の規定により、この契約を解除したときは、案内板設置箇所（関連箇所を含む。）を甲の指定する期日までに原状回復の上、返還し

なければならない。ただし、甲が原状回復させることが適当でないとき、この限りでない。

2 乙は、この契約期間中において、案内板が破損、故障、事故等の発生により、業務を行えなくなったときは、当該案内板の原状回復を行わなければならない。

(広告料の返還)

第21条 甲は、第19条第2項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、乙が既に納入した広告料は、これを返還しない。ただし、乙の責めに帰さない理由により広告掲出ができなくなったとき、その他特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還する。

2 前項ただし書きの場合において、契約期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって算定し、なお、その期間が1月未満であるとき又は1月未満の端数があるときは日割りをもって算定した額とする。

(違約金)

第22条 乙は、この契約期間中に、第19条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、第6条に規定する広告料のうち契約を解除した年度分の広告料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲が第19条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対しその補償を請求できないものとする。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(著作権等)

第25条 乙は、案内板の設置及び広告等の制作について、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲が、案内板に掲載されている写真又は画像を行政目的のために、印刷物又はホームページ等に掲載する場合、乙はその掲載を承諾するとともに、広告主からも承諾を得られるよう努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はおそれがある場合は、この限りでない。

(個人情報保護の遵守)

第26条 乙は、この契約による事業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に関する訴えの管轄は、秋田県警察本部を管轄区域とする秋田地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第28条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 3月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による事務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約を実施するために甲から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務の従事者に対して、次の事項を周知するものとする。

1 在職中及び退職後において当該事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用してはならないこと。

2 1に違反した場合は、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第52条第53条又は第57条の規定により処罰されることがあること。

3 その他当該事務に係る個人情報の保護に関し必要な事項

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

入札参加申込書

令和 年 月 日

宛先 秋田県知事 佐竹 敬久

(〒 -)

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

電話番号

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

令和 年 月 日に実施される広告付き警察情報案内板設置事業に係る入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

添付書類

- ①住民票及び身分証明書（個人の場合）
- ②履歴事項全部証明書（法人の場合）
- ③誓約書（契約実績を確認できる書類添付）
- ④印鑑証明書
- ⑤秋田県税の滞納の無い旨の証明書
- ⑥役員等一覧表
- ⑦設置する広告付き警察情報案内板の概要が分かる資料（提案書、関係図面、カタログ等）
- ⑧申込者の事業概要が分かる資料
（法人）会社概要
（個人）創業日、事業内容、事業実績等が分かる資料

| 設置公所 | 設置場所 |
|---------------|---------------|
| 秋田県警察運転免許センター | 秋田市新屋南浜町12番1号 |

誓約書

令和 年 月 日

宛先 秋田県知事 佐竹 敬久

住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者名)

秋田県が実施する広告付き警察情報案内板設置事業に係る入札への参加申請にあたって、次の事項を誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者に該当しません。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しません。
- (4) 入札には募集要領（入札説明書）及び仕様書の内容を承知したうえで参加します。
- (5) 次のとおり過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有しています。

| 設置公所 | 所在地 |
|---------------|---------------|
| 秋田県警察運転免許センター | 秋田市新屋南浜町12番1号 |

入 札 書

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県知事 佐竹 敬久 様

| | | |
|--------------------|---------------------------|---|
| 代表者が 入札する 場合 | 住所 商号又は名称 氏名 | 印 |
| 代理人が 入札する 場合 | 代理人氏名 及び委任者の 商号又は名称 | 印 |

下記広告付き警察情報案内板設置事業料として次のとおり入札します。

記

| | |
|----------|--|
| 入札に付する事項 | 広告付き警察情報案内板設置事業 |
| 入札金額 | <u>¥</u> (税抜き) <u>※入札金額は、契約期間の総額です。</u> |
| 入札保証金 | 免除 |

備考 当該金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が落札価格です。

入 札 書

【記載例（代理人が入札する場合）】

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県知事 佐竹 敬久 様

代表者が入札に参加する場合は上段のみに記載する。
代理人が入札に参加する場合は下段のみに記載する。押印は委任状に
押印したものと同一で無ければなりません。

| | | |
|--------------------|---------------------------|-----------------------|
| 代表者が 入札する 場合 | 住所 商号又は名称 氏名 | 印 |
| 代理人 が入札する 場合 | 代理人氏名 及び委任者の 商号又は名称 | (株)〇〇〇〇 秋田 二郎 印 |

下記広告付き警察情報案内板設置事業料として次のとおり入札します。

記

| | |
|----------|--|
| 入札に付する事項 | 広告付き警察情報案内板設置事業 |
| 入札金額 | ¥ 〇〇〇, 〇〇〇 (税抜き) <u>※入札金額は、契約期間の総額です。</u> |
| 入札保証金 | 免除 |

備考 当該金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が落札価格です。

委 任 状

令和 年 月 日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任いたします。

住 所

氏 名

印

記

広告付き警察情報案内板設置事業（下記内訳）についての、一般競争入札に関する一切の行為。

記

| 設置公所 | 設置場所 |
|---------------|---------------|
| 秋田県警察運転免許センター | 秋田市新屋南浜町12番1号 |

委任状 【記載例】

令和 年 月 日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

住 所 ○○市○○○丁目 1 - 1

商号又は名称 (株)○○○○

氏 名 代表取締役 山王太郎

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任いたします。

住 所 ○○市○○町 1 2 - 3

氏 名 秋田 二郎

印

記

広告付き警察情報案内板設置事業（下記内訳）についての、一般競争入札に関する一切の行為。

記

| 設置公所 | 設置場所 |
|---------------|---------------|
| 秋田県警察運転免許センター | 秋田市新屋南浜町12番1号 |

役員等一覧表

商号又は名称：_____

所在地又は住所：_____

令和 年 月 日現在

| 役 職 | (フリガナ) 氏 名 | 性別 | 生年月日 | 住 所 |
|-----|---------------|-----|----------------------|-----|
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| | | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 | |

注1 この表には次に該当する者について記載すること。

(1) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書）記載の全役員

(2) 法人でない団体にあっては、代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者

注2 氏名のフリガナを忘れずに記入すること。

注3 性別、年号は○印で囲むこと。

注4 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

注5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

質 問 書

令和 年 月 日

宛先 秋田県知事 佐竹 敬久

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名
担当者氏名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

広告付き警察情報案内板設置事業に係る入札について、下記のとおり質問します。

記

質問事項（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用してください）